

○公益財団法人埼玉県産業文化センター役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人埼玉県産業文化センター（以下「センター」という。）定款第14条第3項及び第29条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうちセンターに常時勤務するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条の規定に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、報酬を支給する。

2 常勤役員の月額報酬額は別表第1（常勤役員の月額報酬）のとおりとし、理事会の承認を得て決定する。

3 非常勤役員及び評議員には、その職務のため理事会又は評議員会等に出席した場合、職務執行の対価として別表第2（非常勤役員及び評議員の報酬額）のとおり報酬を支給する。

(通勤手当)

第4条 常勤役員の通勤手当については、センター職員の給与に関する規程の定めるところによる。

(旅 費)

第5条 常勤役員の旅費については、センター役職員の旅費に関する規程の定めるところによる。

(費用弁償)

第6条 非常勤役員及び評議員には、その職務のため理事会又は評議員会等に出席した場合は、交通費を支払うものとする。

2 前項に掲げる交通費のほか、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとする。

(期末手当)

第7条 役員及び評議員には、期末手当を支給しない。

(退職手当)

第8条 常勤役員が退職した場合は、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 前項の退職手当の額は、別表第3（常勤役員の退職手当の額）のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤役員に対する報酬、通勤手当、旅費、費用弁償及び退職手当の支給方法については、職員の例による。

(埼玉県職員の身分を有する者についての適用)

第10条 埼玉県から派遣された職員については、当該職員が埼玉県に在職する場合における職位、級号給に基づき、「埼玉県職員の給与に関する条例(昭和27年4月1日条例第19号)」等の規定により算定した金額を支給するものとする。

(公 表)

第 11 条 センターは、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に規定する報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補 則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人への移行後の最初の評議員会の決議の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、財団法人埼玉県産業文化センター役員の報酬に関する規程、財団法人埼玉県産業文化センター役員の報酬の特例に関する規程は廃止する。

別表第 1 常勤役員の月額報酬（第 3 条第 2 項関係）

区 分	月 額 報 酬
理 事 長	75 万円までの範囲内
専務理事	65 万円までの範囲内

別表第 2 非常勤役員及び評議員の報酬額（第 3 条第 3 項関係）

区 分	報酬の額	職 務 内 容	備 考
非常勤役員 評 議 員	13,800 円/日	職務のため理事会又は評議員会等に出席した場合	国家公務員法第 2 条及び地方公務員法第 3 条に規定する一般職又は特別職である者には支給しない

別表第 3 常勤役員の退職手当の額（第 8 条第 2 項関係）

区 分	退職手当の額	適 用
常勤役員	$\text{退職手当基礎報酬月額} \times \text{在職月数} \times 12.5 / 100$ ※ ※ 役員が退任した日の属する年度の役員報酬等の年間支給予定額を 16.2775 で除した額	国家公務員法第 2 条及び地方公務員法第 3 条に規定する一般職又は特別職である者には支給しない